独立行政法人統計センター公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第52条第２項、第57条第２項及び第58条第１項の規定に基づき、次のとおり公表する。

なお、詳細については、事務所における閲覧及びホームページ（http://www.nstac.go.jp）により公表する。

平成30年５月10日

独立行政法人統計センター
理事長　椿　　広計

改正規程（平成30年３月28日改正）

独立行政法人統計センター就業規則（統計センター規程第６号）
独立行政法人統計センター職員の勤務時間、休暇等に関する規程（統計センター規程第８号）
独立行政法人統計センター非常勤職員就業規則（統計センター規程第９号）
独立行政法人統計センター職員給与規程（統計センター規程第16号）
独立行政法人統計センター役員報酬規程（統計センター規程第17号）

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成30年５月10日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

１．⑶⑯ホを次のとおり改める。

ホ　2018信州めぐりフリーパス

㈠　割引をする自動車

㈠に定める期間のうち連続する最大２日間又は３日間に、㈡(a)に定める区間内のインターチェンジから㈡(c)に定める区間内のインターチェンジまで往復し、㈡(c)に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。以下同じ。）（以下「首都圏発着型」という。）、㈡(b)に定める区間内のインターチェンジから㈡(c)に定める区間内のインターチェンジまで往復し、㈡(c)に定める区間を通行（以下「名古屋発着型」という。）又は㈠に定める期間のうち連続する最大２日間に㈡(c)に定める区間を通行（以下「周遊型」という。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込みがなされている場合に限る。）。

㈡　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

車種	料金の合計額				
	首都圏発着型		名古屋発着型		周遊型
	２日間利用	３日間利用	２日間利用	３日間利用	２日間利用
軽自動車等	6,500円	7,500円	7,500円	8,500円	4,500円
普通車	8,500円	9,500円	9,500円	10,500円	5,500円

㈢　実施する期間

平成30年５月11日から同年８月９日まで及び平成30年８月21日から同年11月26日まで。

㈡　適用区間

(a)　首都圏発着型の出発及び到着エリア

東北自動車道の川口ジャンクションから羽生インターチェンジまで、関越自動車道の練馬インターチェンジから花園インターチェンジまで、常磐自動車道の三郷インターチェンジから桜土浦インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジからつくば牛久インターチェンジまでの区間並びに中日本高速道路株式会社が管理する中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジから相模湖インターチェンジまで並びに第一東海自動車道の東京インターチェンジから厚木インターチェンジまで並びに第二東海自動車道横浜名古屋線の海老名南ジャンクションから厚木南インターチェンジまで並びに一般国道１号（新湘南バイパス）の藤沢インターチェンジから茅ヶ崎海岸インターチェンジまで並びに一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない））の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまで及び海老名インターチェンジからあきる野インターチェンジまでの区間。

(b)　名古屋発着型の出発及び到着エリア

中日本高速道路株式会社が管理する中央自動車道西宮線の土岐インターチェンジから岐阜羽島インターチェンジまで、第一東海自動車道の岡崎インターチェンジから小牧インターチェンジまで、東海北陸自動車道の一宮ジャンクションから美濃インターチェンジまで、第二東海自動車道横浜名古屋線の岡崎東インターチェンジから豊田南インターチェンジまで及び東海環状自動車道の豊田東ジャンクションから関広見インターチェンジまでの区間。

(c)　周遊エリア

上信越自動車道の碓氷軽井沢インターチェンジから信濃町インターチェンジまで及び長野自動車道の安曇野インターチェンジから更埴ジャンクションまでの区間並びに中日本高速道路株式会社が管理する中央自動車道西宮線の諏訪南インターチェンジから飯田山本インターチェンジまで及び中央自動車道長野線の岡谷ジャンクションから安曇野インターチェンジまでの区間。

㈣　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第18号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」１．⑶⑳に基づく企画割引として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成30年５月10日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

１．企画割引「2018信州めぐりフリーパス」

⑴　割引をする自動車

⑶に定める期間のうち連続する最大２日間又は３日間に、⑷①に定める区間内のインターチェンジから⑷③に定める区間内のインターチェンジまで往復し、⑷③に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。以下同じ。）（以下「首都圏発着型」という。）、⑷②に定める区間内のインターチェンジから⑷③に定める区間内のインターチェンジまで往復し、⑷③に定める区間を通行（以下「名古屋発着型」という。）又は⑶に定める期間のうち連続する最大２日間に⑷③に定める区間を通行（以下「周遊型」という。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（中日本高速道路株式会社及び東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込みがなされている場合に限る。）。